

新型コロナウイルス感染症
感染拡大予防ガイドライン（例）
(標準的対策)

(令和2年9月7日改訂)

京都府

<ガイドライン（例）制定・改訂の経過>

日付	制定／改訂	主な改訂等の内容
R2.5.15	制定	—
6.3	改訂	<ul style="list-style-type: none"> ○業界団体等のガイドライン等のうち、府ガイドライン（例）への記載が必要なものを追記 ○重複表現の削除 等
6.18	"	<ul style="list-style-type: none"> ○前回の改訂以降に公表された業界団体等のガイドライン等のうち、府ガイドライン（例）への記載が必要なものを追記 ○共通項目の取組の追記 等
9.7	"	<ul style="list-style-type: none"> ○表現の簡素化 ○チェックシート方式への変更 ○共通項目と業種別項目の重複の削除（共通項目へ集約） 等

目 次

1. はじめに ······	P. 1
2. 事業者において行うこと ······	P. 1
3. リスクの評価 ······	P. 1
4. 全施設共通の取組 ······	P. 2
5. 施設・業態の特性に応じた取組	
① 食事提供施設（飲食店・喫茶店・居酒屋等） ······	P. 5
② 百貨店・スーパー・マーケット等 ······	P. 5
③ 遊興施設（インターネットカフェ・漫画喫茶等） ······	P. 6
④ 劇場等（劇場・映画館・演芸場等）、貸会議室 ······	P. 6
⑤ 遊技施設（パチンコ店） ······	P. 6
⑥ 遊技施設（マージャン店・ゲームセンター等） ······	P. 6
⑦ 運動施設（水泳場） ······	P. 7
⑧ 各種学校等 ······	P. 7
⑨ 学習塾等（自動車学校） ······	P. 7
⑩ 学習塾等（学習塾・各種教室（スポーツ教室を除く）） ······	P. 7
⑪ 博物館等（博物館・美術館・図書館等） ······	P. 8
⑫ 博物館等（動物園・植物園等） ······	P. 8
⑬ ホテル又は旅館（集会の用に供する部分） ······	P. 9
⑭ 商業施設（生活必需物資の小売関係等以外の店舗） ······	P. 9
⑮ 商業施設（生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗） ······	P. 9
⑯ 商業施設（スーパー・銭湯） ······	P. 10
⑰ スポーツクラブ、ヨガスタジオ等 ······	P. 10
⑱ カラオケボックス等 ······	P. 11
⑲ 社交飲食業（バー、キャバレー、スナック等） ······	P. 11
⑳ 特定遊興施設（ナイトクラブ） ······	P. 12
㉑ オーセンティックバー ······	P. 12
㉒ ライブハウス ······	P. 13

1. はじめに

事業者においては、各業界団体等で作成されている業種別ガイドラインによって、適切な感染防止策を実施すること。業界団体等においてガイドライン等が作成されていない場合等は、本ガイドライン（例）を参考に、各事業主においてガイドライン等を作成し、感染防止策を実施すること。

なお、このガイドラインの内容は、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針、既に作成された業種別ガイドライン等を参考にして作成しているものであり、今後の対処方針等の変更のほか、地域における新型コロナウイルスの感染動向や専門家の知見、意見等を踏まえ、必要に応じ適宜改訂を行うものとする。

2. 事業者において行うこと

自身の業種や提供するサービス内容等を点検し、従業員、施設利用者の双方に、感染リスクがどのような場所、機会に存在するかを評価し、対応策を検討すること（「3. リスクの評価」を参照）。

感染防止策の実施に当たっては、各業界団体等で作成されているガイドラインや本ガイドライン（例）「4. 全施設共通の取組」及び「5. 施設・業態の特性に応じた取組」に加え、各事業者で行うリスク評価で明らかになったリスクに対する独自の感染防止策を行うこと。

3. リスクの評価

まずは、各々が提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である【接触感染】と【飛沫感染】のそれぞれについて、従業員や利用者等の動線や接觸機会等を考慮したリスク評価を行い、リスクに応じた対策を検討すること。

- 接触感染のリスク評価に当たっては、他者と共に用する物品やドアノブなど、手が触れる場所と頻度を特定すること。高頻度の接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタン、便座、便座の蓋、トイレットペーパーの蓋や水洗レバー等）には、特に注意すること。
- 飛沫感染のリスク評価に当たっては、施設内の換気の状況を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、大声での会話等が生じやすい場所や機会がどこにあるかなどを評価すること。

（参考）新型コロナウイルスの環境や物質表面における生存時間

- エアロゾル（空気中に漂う微粒子）中では3時間以上
- 銅の表面では4時間まで
- 厚紙（段ボール）の表面では24時間後まで
- ステンレススチール表面では48時間後まで
- プラスチック表面では72時間後まで感染力を維持

4. 全施設共通の取組

本項では、全業態、全施設に共通する感染拡大防止のための取組を例示しているので、これらに加え、「5. 施設・業態の特性に応じた取組」を参照の上、感染拡大防止策を実施すること。

(1) 最近の感染状況を踏まえた取組

<利用者に対する取組>

- 大声での会話や歌唱等を行わないよう呼びかけ
- 大人数での利用を極力控えるよう呼びかけ
- 接触確認アプリ等※の活用の呼びかけ

<施設、事業者等における取組>

- 接触確認アプリ等※への店舗等の登録

※接触確認アプリ等： 京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス（こことろ）、
京都市新型コロナあんしん追跡サービス 等

(2) 従来からの取組

ア) 人と人との距離等：3密（密閉、密集、密接）の回避

- 施設内において、人ととの接触を避けるとともに、対人距離（2m目安（最小1m））を確保（対人距離が確保できない場合は、入場制限等を実施）
- 入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等における、人ととの十分な間隔（2m目安（最小1m））の確保
- 入場者に対する咳エチケット・マスクの着用の徹底
- いわゆる背景音楽（BGM）や機械音等を最小限のものとする等、客同士の会話が大声になっていないかを確認できる環境の整備
- 施設内の適切な換気の実施
- レジ等で、人ととの間隔（2m目安（最小1m））の確保（床に印をつける等）
- レジ等で、従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽
- キャッシュレス決済の推進（現金、クレジットカード等の受渡しが必要な場合は、コイントレイ（キャッシュトレイ）等を使用（コイントレイは定期的に消毒））

イ) 症状のある方の入場制限

- 入場時の体温チェックの実施（発熱者を特定し、必要に応じ入場を制限）
- 発熱又は、咳・咽頭痛（軽度の場合を含む）等の症状がある人は入場しないように呼びかけ
- 新型コロナウイルス感染症陽性者との濃厚接触がある場合や、過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航並びに当該国、地域在住者との濃厚接触がある場合は入場しないように呼びかけ

ウ) 手指、共用物品等の消毒等

- 入口及び施設内に手指の消毒設備（手指消毒用アルコール等）を設置
- 複数の人の手が触れる場所を適宜に消毒
- 手や口が触れるようなもの（コップ、箸等）は、適切に洗浄消毒を実施
- レジや受付など、人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなど（防炎製品等の燃えにくい素材を使用しているものが望ましい）で遮蔽
- 他の人と共用する物品や、手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする

エ) トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため、留意が必要）

- 不特定多数が接触する場所（ドアノブや便座、便座の蓋、トイレットペーパーの蓋、水洗レバー等）は、清拭消毒を実施（便器内は通常の清掃で可）
- 便座の蓋を閉めて汚物を流すよう注意喚起を掲出
- ペーパータオルや使い捨ておしごり等の設置（ハンドドライヤー、共用タオルの使用を禁止）

オ) 休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため、留意が必要）

- 一度に休憩できる人数を減らし、対面での食事や会話の禁止
- 休憩スペースは、常時換気に努める
- 共用する物品（テーブル、いす等）の定期的な消毒
- 従業員が使用する際の、入退室前後の手洗の実施
- 喫煙スペースがある場合は、3密にならないよう注意喚起を掲出

カ) ごみの廃棄

- 鼻水、唾液等が付着したごみは、ビニール袋等に入れて密閉
- マスクや手袋を着用した上でのごみの回収（マスクや手袋の脱着後は、必ず石鹼と流水で手指を洗浄）

キ) 施設の清掃・消毒

- 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃を実施。通常の清掃後、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒（手が触れない床や壁は、通常の清掃で可）

ク) 従業員に関する感染防止策

- 施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とする等、ジョブローテーションを工夫
- マスクの着用や手指消毒の徹底
- 制服や衣服のこまめな洗濯
- 出勤前の検温を励行し、発熱がある場合には自宅待機等の対応。また、発熱のほか、次の症状に該当する場合も、自宅待機とする

〔 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや
結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐 〕

- 施設管理者による、従業員の緊急連絡先や勤務状況の把握
- 従業員に感染が疑われる場合には、速やかに保健所に連絡するとともに、保健所の聞き取りに積極的に協力し、必要な情報提供を実施

ケ) 利用者等に感染が疑われる者が発生した場合の対応

- 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室へ隔離を行う
- 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底
- 速やかに医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受けること

コ) その他

- 高齢者や持病のある方、妊婦等は、重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重な対応を検討すること
- 施設が所在する地域の生活圏において、感染拡大が生じた場合の対応について、事前に検討しておくこと
- (業種によって) 感染が発生した場合に備え、入場者等の名簿の適正な管理(個人情報の取扱いに十分注意のこと)

5. 施設・業態の特性に応じた取組

① 食事提供施設（飲食店・喫茶店・居酒屋等）

- テーブルをパーテーションで区切るか、2m（最小1m）以上の間隔を空けて横並びで座れるように配置を工夫。カウンター席は密着しないように適度なスペースを空ける
- 大皿での取り分けによる食品提供の自粛
- 客同士のお酌、グラス等の回し飲みや器、フォーク、スプーン等の共用をしないよう注意喚起を実施
- 客の入れ替えのタイミングで適切な消毒・清掃を実施
- 個室を使用する場合は、十分な換気を実施

（テイクアウトサービスを行う場合）

- 事前予約注文を受け付けるなど、客の店内滞留時間を短縮
- テイクアウト客と店内飲食客の動線を区別し、客同士の接触機会を削減
- 食中毒等の防止のため、料理は早めに消費するよう、口頭もしくは注意書きを添えて客に注意喚起を実施（特に気温の高い時期）

（デリバリーサービスを行う場合）

- デリバリー専用カウンターを設けるなど、配達員と来店客の動線が重ならないよう工夫
- 料理の受渡しは必ず手指を消毒してから行う
- 代金が支払い済み（オンライン決済等）で、注文者が希望する場合は、注文者が指定した所に料理を置く（いわゆる置き配）など、非接触の受渡しの実施
- 配達する料理の容器は、配達員が直に触れないよう袋等に入れ、配達に使用する運搬ボックス等は使用の都度、消毒を実施
- 食中毒等の防止のため、料理は早めに消費するよう、口頭もしくは注意書きを添えて客に注意喚起を実施（特に気温の高い時期）

（参考）（一社）日本フードサービス協会、（一社）全国生活衛生同業組合中央会ガイドライン
<http://www.jfnet.or.jp/contents/safety/>

② 百貨店・スーパーマーケット等

- 混雑時の入場制限の実施
- 利用者の滞在時間が短くなるよう工夫する
- 混雑・密集を回避するため、曜日・時間帯による特売やポイントアップキャンペーンを中止
- 家族連れでの利用を避け、必要最小限の人数で買い物に行くよう周知
- 惣菜、ベーカリー等顧客が直接とりわける販売方法を避ける

（参考）オール日本スーパーマーケット協会等ガイドライン <http://www.ajs.gr.jp/>

③ 遊興施設（インターネットカフェ・漫画喫茶等）

- 十分な座席の間隔（2m 目安（最小1m））の確保
- 客の入れ替えのタイミングで適切な消毒・清掃の実施
- シャワールーム等の利用時における人ととの接触を避けるための工夫の実施

(参考) (一社)日本複合カフェ協会ガイドライン <http://www.jcca.ne.jp/index.php>

④ 劇場等（劇場・映画館・演芸場）、貸会議室

- 混雑時の入場制限の実施
- 十分な座席の間隔（2m 目安（最小1m））の確保（例えば、四方を空けた席配置又は使用する座席の1／2以下とする等）
- 劇場等では、演者の発声による飛沫感染対策として、前方席の使用を控えるなど、演者と客席の距離（2m 目安（最小1m））の確保
- 利用者の滞在時間が短くなるよう、公演時間の前後の滞留をなくす工夫を実施
- 客の入れ替えのタイミングで、適切な消毒を実施

(参考) (公社)全国公立文化施設協会ガイドライン

https://www.zenkoubun.jp/covid_19/index.html

⑤ 遊技施設（パチンコ店）

- 十分な座席の間隔（2m 目安（最小1m））の確保
- 客の入れ替えのタイミングで、パチンコ台、ボタンやレバー等の消毒の実施

(参考) パチンコ・パチスロ産業21世紀会ガイドライン <http://www.zennichiyuren.or.jp/>

⑥ 遊技施設（マージャン店・ゲームセンター等）

- 十分な座席の間隔（2m 目安（最小1m））の確保
- 客の入れ替えのタイミングで、ゲーム機、マージャン卓・牌の消毒の実施
- 施設内での飲食の自粛の呼びかけ

(参考) 全国麻雀業組合総連合会ガイドライン <https://www.zenjanren.com/>

(一社)日本アミューズメント産業協会ガイドライン <https://jaia.jp/>

⑦ 運動施設（水泳場）

- 混雑時の入場制限の実施
- 更衣室、シャワールーム等の利用時における人ととの接触を避けるための工夫の実施

(参考) (公財)日本スポーツ協会等ガイドライン <https://www.japan-sports.or.jp/>

(一社)日本スイミングクラブ協会ガイドライン <http://www.sc-net.or.jp/>

⑧ 各種学校等

- 十分な座席の間隔（2m目安（最小1m））の確保（例えば、四方を空けた席配置又は使用する座席の1／2以下とする等）
- 学生・生徒の入れ替えのタイミングで、消毒を実施

(参考) 文部科学省ガイドライン

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00049.html

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00017.html

⑨ 学習塾等（自動車学校）

- 十分な座席の間隔（2m目安（最小1m））の確保（例えば、四方を空けた席配置又は使用する座席の1／2以下とする等）
- 教習生の入れ替えのタイミングで、消毒を実施
- 実技では、窓を開けるなど適切な換気が行われるとともに、教習生の入れ替えのタイミングでハンドル等操作機器の消毒を実施

(参考) (一社)全日本指定自動車教習所協会連合会ガイドライン

<http://www.zensiren.or.jp/>

⑩ 学習塾等（学習塾・各種教室（スポーツ教室を除く））

- 十分な座席の間隔（2m目安（最小1m））の確保（例えば、四方を空けた席配置又は使用する座席の1／2以下とする等）
- 少人数で滞在時間が短くなるよう工夫する
- 学生・生徒の入れ替えのタイミングで、消毒を実施

(参考) (公社)全国学習塾協会ガイドライン <https://jja.or.jp/>

⑪ 博物館等（博物館・美術館・図書館等）

- 混雑時の入場制限の実施
- 十分な座席の間隔（2m 目安（最小1m））の確保（例えば、四方を空けた席配置又は使用する座席の1／2以下とする等）
- 滞在時間が短くなるような工夫の実施
- 入場者が直接手で触れることのできる展示物は極力避け、展示を行う場合は、定期的な消毒の実施
- 特定の展示物の前に大勢が滞留しないよう、人数制限や自動音声による注意喚起を実施
- 展示配置の工夫や一方通行の設定により、施設内の移動においても人ととの十分な距離（2m 目安（最小1m））を確保
- 客の入れ替えのタイミングで消毒を実施

(参考) (公財)日本博物館協会ガイドライン

<https://www.j-muse.or.jp/02program/projects.php?cat=13>

⑫ 博物館等（動物園・植物園等）

- 混雑時の入場制限の実施
- 水槽や飼育動物等の保護のためのアクリル板やガラス等の定期的な清掃
- 展示配置の工夫や一方通行の設定により、施設内の移動においても人ととの十分な距離（2m 目安（最小1m））を確保
- 滞在時間が短くなるような工夫の実施
- 特定の展示物の前に大勢が滞留しないよう、人数制限や自動音声による注意喚起を実施
- 屋内施設では、適切な換気を実施

(参考) (公社)日本動物園水族館協会ガイドライン <https://www.jaza.jp/>

⑬ ホテル又は旅館（集会の用に供する部分）

- ロビーや大浴場、レストラン等、多人数が同時に利用する場所で、人ととの十分な間隔（2m 目安（最小1m））を確保
- 滞在時間が短くなるような工夫の実施
- 客の入れ替えのタイミングで消毒を実施
(飲食で使用する場合)
 - 座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、3密の環境を徹底的に排除する
 - 大皿での取り分けによる食品提供の自粛
 - 回し飲み・お酌の自粛の呼びかけ
 - 客の入れ替えのタイミングで適切な消毒・清掃の実施

(参考) (一社)日本ホテル協会ガイドライン <https://www.j-hotel.or.jp/>

⑭ 商業施設（生活必需物資の小売関係等以外の店舗）

- 滞在時間が短くなるような工夫の実施
- 混雑・密集を回避するため、曜日・時間帯による特売やポイントアップキャンペーンの自粛
- 家族連れを避け、必要最小限の人数での買い物を励行
- 多くの人が触れるようなサンプル品・見本品の使用自粛

(参考) 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧（内閣官房 HP）

<https://corona.go.jp/prevention/>

※業態に応じて、業界団体等で作成されているガイドラインを参照のこと

⑮ 商業施設（生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗）

- 十分な座席の間隔（2m 目安（最小1m））の確保（例えば、四方を空けた席配置又は使用する座席の1／2以下とする等）
- 客の身体への接触が必要なサービスを提供する場合は、よりこまめな手洗を実施
- 客の入れ替えのタイミングで消毒を実施
- 混雑・密集を回避するため、曜日・時間帯による特売やポイントアップキャンペーンの自粛
- 家族連れを避け、必要最小限の人数での買い物を励行

(参考) 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧（内閣官房 HP）

<https://corona.go.jp/prevention/>

※業態に応じて、業界団体等で作成されているガイドラインを参照のこと

(16) 商業施設（スーパー銭湯）

- 浴槽等において人ととの十分な距離（2m目安（最小1m））を確保
- 更衣室等の利用時における人ととの接触を避けるための工夫の実施（飲食コーナー）
- 座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、3密の環境の徹底的な排除
- 大皿での取り分けによる食品提供の自粛
- 回し飲み・お酌の自粛の呼びかけ
- 客の入れ替えのタイミングで適切な消毒・清掃の実施

（参考）（公社）日本サウナ・スパ協会ガイドライン <https://www.sauna.or.jp/>

(17) スポーツクラブ、ヨガスタジオ等

- 共用ロッカーの使用制限
- 周囲の人と2m（最低1m）以上の間隔が確保できない室内でのスタジオプログラムの中止又は制限
- トレーニング時の身体的接触（補助、握手、ハイタッチ等）を控えるよう周知
- ロビー等での滞留や食事の制限
- できる限りスポーツ用具を利用者に持参してもらうよう周知
- 利用者が替わるごとに設備、機材、座席、テーブル等の消毒を実施
- トレーニングマシンについて、十分な間隔（2m目安（最低1m））の確保
- トレーニング中にマスクの着用を励行する場合、呼吸困難による事故防止のため、運動強度に応じたマスク（スポーツマスク、ランニングマスク等）の着用を推奨する
- 感染拡大が懸念される地域のクラブでは、トレーニングジムにおける飛沫感染が最も懸念されるトレッドミル、バイク、クロストレーナーの利用にあたり、厳格な距離の確保と同時に、ウイルスの飛散を抑えるために利用者の運動強度を制御する
- 機材の汗拭き用タオルの共用の禁止及び消毒液又は使い捨てペーパーの設置
- 換気設備による換気又は入口や窓の開放等による毎時2回以上の換気の実施

（参考）（一社）日本フィットネス産業協会ガイドライン

<https://www.fia.or.jp/public/19525/>

⑯ カラオケボックス等

- 定員の半分程度の人数での部屋の提供
- 隣の人と一つ以上席を空け互い違いに座ることや、対面せず片側に座ること等を周知
- ステージと座席との間へのビニールカーテン等の仕切りの設置や、個人別マイクの設置及び飛沫防止のための防音マイクカバーの装着等
- マスク又はフェイスガードを着用しての歌唱の奨励
- グラス等の回し飲みや、器、フォーク、スプーン等の共用をしないことの注意喚起
- 座席、テーブル、利用設備・機材等について、客の入れ替えのタイミングで消毒を実施
- 換気設備による換気又は窓の開放による毎時2回以上の換気

(カラオケボックス以外の歌唱を伴う飲食店における付加事項)

- グループ間はテーブルをパーテーション等で区切るか、2m（最低1m）以上の間隔を空け、横並びで座れるよう配置を工夫し、カウンター席は密着しないよう適度なスペースを確保
- 客と従業員は、マスク又はフェイスガードを着用して歌唱や会話をする

（参考）（一社）日本カラオケボックス協会連合会、（一社）カラオケ使用者連盟、（一社）全国カラオケ事業者協会ガイドライン <http://www.jkba.or.jp/>

⑰ 社交飲食業（バー、キャバレー、スナック等）

- 客の横に着いて一緒にカラオケやダンス等を行うなどの接客を、当面の間自粛する
- 客の近距離で行うライブ、ダンス、ショー、シャンパンコール等を当面の間自粛する。実施せざるを得ない場合は、密集しないよう、人数の制限やステージと客席の間は2m（最低1m）以上の間隔を確保する
- 客同士の間隔を2m（最低1m）以上確保する
- カウンター内とカウンターの間をアクリル板等により遮蔽する、又は対面の距離を確保する
- 身体的接触（握手、ハイタッチ等）の禁止の周知
- 適切な予防策を講じるため飲酒が過量にならないように注意喚起する
- 従業員はテーブル移動時の手指消毒を徹底（特に、客にグラス等を渡す者は注意）
- 客同士のお酌、グラス等の回し飲みや、器、フォーク、スプーン等の共用をしないことについて注意喚起する
- 客席、テーブル、利用設備・機材等について、客の入れ替えのタイミングで消毒を実施
- 換気設備による換気又は窓の開放により毎時2回以上の換気を実施

（参考）全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会ガイドライン <https://zensyaren.net/>

⑩ 特定遊興施設（ナイトクラブ）

- DJ ブースやダンサーステージ（以下「DJ ブース等」という）とダンスホールが隣接する場所では、DJ ブース等から 2m（最低 1m）離れた位置にラインを表示し、ライン内のスペースは使用禁止とする。又は、DJ ブース等とダンスホールの間に透明なパーテーションを設置する
- ダンス等をするスペースと飲食をするスペースが明確に分かれていなければ、飲食物を提供しない
- カウンター内とカウンターとの間をアクリル板等により遮蔽する、又は対面の距離を確保する
- 身体的接触（握手、ハイタッチ等）の禁止を周知する
- 適切な予防策を講じるため飲酒が過量にならないように注意喚起する
- 客同士のお酌、グラス等の回し飲みや器、フォーク、スプーン等の共用をしないことについて注意喚起する
- 客席、テーブル、利用設備・機材等について客の入れ替えのタイミングで消毒を実施
- 換気設備による換気又は窓の開放による毎時 2 回以上の換気の実施

（参考）（一社）ナイトクラブエンターテイメント協会、西日本クラブ協会、ミュージック・バー協会ガイドライン <http://nce.or.jp/>

⑪ オーセンティックバー

- カウンター内とカウンターをアクリル板等により遮蔽する、又は対面の距離を確保する
- 身体的接触（握手、ハイタッチ等）の禁止を周知する
- 適切な予防策を講じるため飲酒が過量にならないように注意喚起する
- 客同士のお酌、グラス等の回し飲みや器、フォーク、スプーン等の共用をしないことについて注意喚起する
- 客席、テーブル、利用設備・機材等について客の入れ替えのタイミングで消毒を実施
- 換気設備による換気又は窓の開放による毎時 2 回以上の換気の実施

※ 本ガイドラインにおけるオーセンティックバーとは、（一財）カクテル文化振興会、（一社）日本バーテンダー協会及び（一社）日本ホテルバーメンズ協会が令和 2 年 6 月 2 日に策定された「オーセンティックバーにおける新型コロナウィルス感染拡大予防ガイドライン」において定義されるバーのことを指す。

（参考）（一財）カクテル文化振興会、（一社）日本バーテンダー協会、（一社）日本ホテルバーメンズ協会ガイドライン <http://cocktail.or.jp/>

㉙ ライブハウス

- 混雑時における入場制限（整理券配布等）を実施
- ステージと客席の間は、2m（最低1m）以上の間隔を確保する。できない場合は、飛沫が拡散しない対応（発声部分を中心に透明の遮蔽物を設ける等）を実施する
- チケットもぎりの際に、マスクや手袋を着用する
- 出演者の出待ちや面会は控えるように周知する
- 身体的接触（握手、ハイタッチ等）の禁止を周知する
- 客と接触するような演出（声援を惹起する、客をステージに上げる、ハイタッチをする等）の禁止
- 公演関係者に対して表現上困難な場合を除き原則としてマスク（適宜フェイスガード等）着用を求める
- グラス等の回し飲みや器、フォーク、スプーン等の共用をしないことについて注意喚起する
- 客席、テーブル、利用設備・機材等について客の入れ替えのタイミングで消毒を実施
- 換気設備による換気又は窓の開放による毎時2回以上の換気の実施

（参考）（一社）ライブハウスコミッショナ、NPO 法人日本ライブハウス協会、飲食を主体とするライブスペース運営協議会、日本音楽会場協会ガイドライン

<http://lhc.tokyo/>